

(意見書案第2号)

被災者生活再建支援法の支援対象と支援金の拡充を求める意見書

本年1月1日に発生した能登半島地震によって多くの方が犠牲になるとともに、広範囲に多数の住宅が被害を受けるなど、被災者の生活再建に向けた支援は急務である。そのためにも、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに制定された被災者生活再建支援法のさらなる改善が求められている。

被災者生活再建支援制度が全壊及び大規模半壊等に限定されていることや、支援金が2004年に最大300万円に引き上げられたが、この間の建設資材の値上がり等もあり、住宅再建には不十分である。阪神・淡路大震災以降も、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震等、日本国内では大規模な地震が発生し、近年は豪雨災害も相次いでいることを踏まえると、被災者の生活を再建するための制度の拡充が急がれる。

よって、国においては、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金を急ぎ拡充し、能登半島地震で被害に遭われた住民の生活再建を支援するとともに、今後の災害への備えとするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 } 宛